

# 地方交付税法

昭和25年 5月30日 法律 第211号

地方交付税法等の一部を改正する法律

平成22年 3月31日 法律 第5号

## 改正前

## 改正後

- 本則 -

施行日：平成22年 4月 1日

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の種類に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	
道府県	一 警察費	警察職員数	
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	1 道路の面積	
		道路の延長	
	2 河川費	河川の延長	
	3 港湾費	港湾における係留施設の延長	
		港湾における外郭施設の延長	
		漁港における係留施設の延長	
		漁港における外郭施設の延長	

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の種類に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	
道府県	一 警察費	警察職員数	
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	1 道路の面積	
		道路の延長	
	2 河川費	河川の延長	
	3 港湾費	港湾における係留施設の延長	
		港湾における外郭施設の延長	
		漁港における係留施設の延長	
		漁港における外郭施設の延長	

4 その他の 土木費	人口
三 教育費	
1 小学校費	教職員数
2 中学校費	教職員数
3 高等学校費	教職員数
	生徒数
4 特別支援 学校費	教職員数
	学級数
5 その他 の教育費	人口
	高等専門学校及び大学の学生の数
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
四 厚生 労働費	
1 生	町村部人口

4 その他の 土木費	人口
三 教育費	
1 小学校費	教職員数
2 中学校費	教職員数
3 高等学校費	教職員数
	生徒数
4 特別支援 学校費	教職員数
	学級数
5 その他 の教育費	人口
	高等専門学校及び大学の学生の数
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
四 厚生 労働費	
1 生	町村部人口

活保護費	
2 社会福祉費	人口
3 衛生費	人口
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5 労働費	人口
五産業経済費	
1 農業行政費	農家数
2 林野行政費	公有以外の林野の面積
	公有林野の面積
3 水産行政費	水産業者数

活保護費	
2 社会福祉費	人口
3 衛生費	人口
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5 労働費	人口
五産業経済費	
1 農業行政費	農家数
2 林野行政費	公有以外の林野の面積
	公有林野の面積
3 水産行政費	水産業者数

4 商 工 行 政 費	人口
六 総 務 費	
1 徴 税 費	世帯数
2 恩 給 費	恩給受給権者数
3 地 域 振 興 費	人口
七 災 害 復 旧 費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）
八 補 正 予 算 債 償 還 費	<p>昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
九 地 方 税 減 収 補 て ん 債	地方税の減収補てんのため 昭和六十三年 度から平成二十年度までの各年度に おいて特別に発行について同意又は許 可を得た地方債の額

4 商 工 行 政 費	人口
六 総 務 費	
1 徴 税 費	世帯数
2 恩 給 費	恩給受給権者数
3 地 域 振 興 費	人口
七 災 害 復 旧 費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）
八 補 正 予 算 債 償 還 費	<p>昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
九 地 方 税 減 収 補 て ん 債	地方税の減収補てんのため 平成元年度 から平成二十一年度までの各年度に おいて特別に発行について同意又は許 可を得た地方債の額

償還費	
十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため <b>昭和六十三年</b> 度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため <b>昭和六十三年</b> 度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 財源対策債償還費	平成六年度から <b>平成二十年度</b> までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十四 臨時税	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

償還費	
十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため <b>平成元年度</b> から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため <b>平成元年度</b> から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 財源対策債償還費	平成六年度から <b>平成二十一年度</b> までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十四 臨時税	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

	収補てん債償還費	
	十五臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
市町村	一 消費費	人口
	二 土木費	
	1 道路橋りよう費	道路の面積
		道路の延長
	2 港湾費	港湾における係留施設の延長
		港湾における外郭施設の延長
		漁港における係留施設の延長
		漁港における外郭施設の延長
	3 都市計画費	都市計画区域における人口
	4 公園費	人口
都市公園の面積		

	収補てん債償還費	
	十五臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
市町村	一 消費費	人口
	二 土木費	
	1 道路橋りよう費	道路の面積
		道路の延長
	2 港湾費	港湾における係留施設の延長
		港湾における外郭施設の延長
		漁港における係留施設の延長
		漁港における外郭施設の延長
	3 都市計画費	都市計画区域における人口
	4 公園費	人口
都市公園の面積		

5 下水道費	人口
6 その他の土木費	人口
三 教育費	
1 小学校費	児童数
	学級数
	学校数
2 中学校費	生徒数
	学級数
	学校数
3 高等学校費	教職員数
	生徒数
4 その他の教育費	人口
	幼稚園の幼児数
四 厚生費	
1 生活保護費	市部人口

5 下水道費	人口
6 その他の土木費	人口
三 教育費	
1 小学校費	児童数
	学級数
	学校数
2 中学校費	生徒数
	学級数
	学校数
3 高等学校費	教職員数
	生徒数
4 その他の教育費	人口
	幼稚園の幼児数
四 厚生費	
1 生活保護費	市部人口

2 社会福祉費	人口
3 保健衛生費	人口
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5 清掃費	人口
五産業経済費	
1 農業行政費	農家数
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
3 商工行政費	人口
六	

2 社会福祉費	人口
3 保健衛生費	人口
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口
	七十五歳以上人口
5 清掃費	人口
五産業経済費	
1 農業行政費	農家数
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
3 商工行政費	人口
六	



総務費	
1 徴税費	世帯数
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数
	世帯数
3 地域振興費	人口
	面積
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
九 補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 地方	地方税の減収補てんのため 昭和六十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許

総務費	
1 徴税費	世帯数
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数
	世帯数
3 地域振興費	人口
	面積
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
九 補正予算債償還費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 地方	地方税の減収補てんのため 平成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可

税減収補てん債償還費	可を得た地方債の額
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため <b>昭和六十三年</b> 度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため <b>昭和六十三年</b> 度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十三 財源対策債償還費	平成六年度から <b>平成二十年度</b> までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十四 減税補てん債	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

税減収補てん債償還費	を得た地方債の額
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため <b>平成元年度</b> から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため <b>平成元年度</b> から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十三 財源対策債償還費	平成六年度から <b>平成二十一年度</b> までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十四 減税補てん債	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

償還費	
十五 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

償還費	
十五 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二面積	国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積	平方メートル
三警察職員数	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
四道路の面	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する	千平方

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二面積	国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積	平方メートル
三警察職員数	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
四道路の面	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する	千平方

積	道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	メートル
五 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長	キロメートル
六 河川の延長	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	キロメートル
七 港湾における係留施設の延長	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十九条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	メートル
八 港湾における外郭施設の延長	港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物処理施設のうち廃棄物埋立護岸を含む。）の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	メートル
九 漁港における係留施設の延長	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	メートル
十 漁港における外郭施設の延長	漁港台帳に記載されている外郭施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	メートル
十一 都市計画区域における人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域に係るもの	人
十二 都市公園の面積	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積	千平方メートル
十三 小学校	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する	人

積	道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	メートル
五 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長	キロメートル
六 河川の延長	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	キロメートル
七 港湾における係留施設の延長	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十九条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	メートル
八 港湾における外郭施設の延長	港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物処理施設のうち廃棄物埋立護岸を含む。）の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	メートル
九 漁港における係留施設の延長	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	メートル
十 漁港における外郭施設の延長	漁港台帳に記載されている外郭施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	メートル
十一 都市計画区域における人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域に係るもの	人
十二 都市公園の面積	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積	千平方メートル
十三 小学校	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する	人

の教職員数	法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校の教職員に係る当該道府県の定数	
十四 小学校 の児童 数	最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十五 小学校 の学級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数	学級
十六 小学校 の学校 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十七 中学校 の教職員 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	人
十八 中学校 の生徒 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第十九号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校 の学級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校 の学校 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十一	道府県にあつては公立高等学校	人

の教職員数	法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校の教職員に係る当該道府県の定数	
十四 小学校 の児童 数	最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十五 小学校 の学級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数	学級
十六 小学校 の学校 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十七 中学校 の教職員 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	人
十八 中学校 の生徒 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第十九号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校 の学級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校 の学校 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十一	道府県にあつては公立高等学校	人

高等学校の教職員数	の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を除く。）		高等学校の教職員数	の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を除く。）	
二十二 高等学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒の数	人	二十二 高等学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該地方団体立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒の数	人
二十三 特別支援学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の高等部の教職員に係る当該道府県の定数	人	二十三 特別支援学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の高等部の教職員に係る当該道府県の定数	人
二十四 特別支援学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特別支援学校の小学部及び中学部の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特別支援学校の高等部の学級数	学級	二十四 特別支援学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特別支援学校の小学部及び中学部の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特別支援学校の高等部の学級数	学級
二十五	最近の学校基本調査の結果によ	人	二十五	最近の学校基本調査の結果によ	人

高等専門学校及び大学の学生の数	る当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学（当該道府県が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。）の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数	
二十六 私立の 学校の 幼児、 児童及 び生徒 の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十七 幼稚園 の幼児 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数	人
二十八 町村部 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人 口のうち町村に係るもの	人
二十九 市部人 口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市の人口	人
三十六 十五 歳以上 人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の六十五歳以上の人口	人
三十一 七十五 歳以上 人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の七十五歳以上の人口	人
三十二 農家数	最近の農業に係る基幹統計調査（以下「世界農業センサス」という。）の結果による当該地方団体の農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人を含む。）の数	戸
三十三 公有以 外の林 野の面 積	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の林野（国有林野並びに道府県及び分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条第二号に掲げる森林整備法人（以下「森林整	ヘク ター ル

高等専門学校及び大学の学生の数	る当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学の学科及び専攻科並びに大学（当該道府県が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。）の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数	
二十六 私立の 学校の 幼児、 児童及 び生徒 の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十七 幼稚園 の幼児 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数	人
二十八 町村部 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人 口のうち町村に係るもの	人
二十九 市部人 口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市の人口	人
三十六 十五 歳以上 人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の六十五歳以上の人口	人
三十一 七十五 歳以上 人口	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の七十五歳以上の人口	人
三十二 農家数	最近の農業に係る基幹統計調査（以下「世界農業センサス」という。）の結果による当該地方団体の農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人を含む。）の数	戸
三十三 公有以 外の林 野の面 積	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の林野（国有林野並びに道府県及び分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条第二号に掲げる森林整備法人（以下「森林整	ヘク ター ル

	備法人」という。)の所管する林野を除く。)の面積	
三十四 公有林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	ヘクタール
三十五 水産業者数	最近の漁業に係る基幹統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
三十六 林業、水産業及び鉱業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業及び水産業の従業者数	人
三十七 戸籍数	当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七条の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第百十九条第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数	籍
三十八 世帯数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
三十九 恩給受給権者数	恩給法（大正十二年法律第四十八号）を準用する法律の規定により当該年度の前年度において当該道府県から恩給を受ける権利を有する者及び当該道府県の退職年金に関する条例により当該年度の前年度において当該道府県から退職年金を受ける権利を有する者の数	人
四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金	千円

	備法人」という。)の所管する林野を除く。)の面積	
三十四 公有林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	ヘクタール
三十五 水産業者数	最近の漁業に係る基幹統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
三十六 林業、水産業及び鉱業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業及び水産業の従業者数	人
三十七 戸籍数	当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七条の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第百十九条第二項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数	籍
三十八 世帯数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
三十九 恩給受給権者数	恩給法（大正十二年法律第四十八号）を準用する法律の規定により当該年度の前年度において当該道府県から恩給を受ける権利を有する者及び当該道府県の退職年金に関する条例により当該年度の前年度において当該道府県から退職年金を受ける権利を有する者の数	人
四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。） (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金	千円



	(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金		(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金	
	(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金		(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金	
	(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金		(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金	
	(6) 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金		(6) 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	
四十一 辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債に係る当該年度における元利償還金	千円	四十一 辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方	千円

債に係る元利償還金		千円	債に係る元利償還金		千円
<p>四十二 昭和五 十三年 度から 平成十 年度ま での各 年度に おいて 国の補 正予算 等に係 る事業 費の財 源に充 てるた め発行 を許可 された 地方債 に係る 元利償 還金</p>	<p>国庫の負担金若しくは補助金を 受けて施行した事業に係る経費 又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため 昭和五十三年 度から平成十年度までの各年度 において発行を許可された地方 債で当該国庫の負担金若しくは 補助金又は国等の行う事業が当 該各年度の国の補正予算により 追加された歳出又は国の公共事 業等予備費の使用に係るものの うち総務大臣が指定するものに 係る当該年度における元利償還 金</p>	千円	<p>四十二 昭和五 十四年 度から 平成十 年度ま での各 年度に おいて 国の補 正予算 等に係 る事業 費の財 源に充 てるた め発行 を許可 された 地方債 に係る 元利償 還金</p>	<p>国庫の負担金若しくは補助金を 受けて施行した事業に係る経費 又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため 昭和五十四年 度から平成十年度までの各年度 において発行を許可された地方 債で当該国庫の負担金若しくは 補助金又は国等の行う事業が当 該各年度の国の補正予算により 追加された歳出又は国の公共事 業等予備費の使用に係るものの うち総務大臣が指定するものに 係る当該年度における元利償還 金</p>	千円
<p>四十三 平成十 一年度 から平 成十四 年度ま で及び 平成十 六年度 から 平成二 十年 度まで の各年 度にお いて国 の補正 予算等 に係る 事業費 の財源 に充て るため 発行に ついて 同意又 は許可 を得た 地方債 の額</p>	<p>国庫の負担金若しくは補助金を 受けて施行した事業に係る経費 又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため平成十一年度から 平成十四年度まで及び平成十 六年度から 平成二十年度までの 各年度において発行について同 意又は許可を得た地方債で当該 国庫の負担金若しくは補助金又 は国等の行う事業が当該各年度 の国の補正予算により追加され た歳出又は国の公共事業等予備 費の使用に係るもののうち総務 大臣が指定するものの額</p>	千円	<p>四十三 平成十 一年度 から平 成十四 年度ま で及び 平成十 六年度 から 平成二 十一年 度まで の各年 度にお いて国 の補正 予算等 に係る 事業費 の財源 に充て るため 発行に ついて 同意又 は許可 を得た 地方債 の額</p>	<p>国庫の負担金若しくは補助金を 受けて施行した事業に係る経費 又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるため平成十一年度から 平成十四年度まで及び平成十 六年度から 平成二十一年度まで の各年度において発行について 同意又は許可を得た地方債で当 該国庫の負担金若しくは補助金 又は国等の行う事業が当該各年 度の国の補正予算により追加さ れた歳出又は国の公共事業等予 備費の使用に係るもののうち総 務大臣が指定するものの額</p>	千円

<p>四十四 地方税 の減収 補てん のため <b>昭和六 十三 年 度</b>から <b>平成二 十 年 度</b>まで の各年 度にお いて特 別に発 行につ いて同 意又は 許可を 得た地 方債の 額</p>	<p>道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、<b>昭和六十三年度</b>から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から<b>平成二十年度</b>までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補てんのため <b>昭和六十三年</b>度から <b>平成二十年度</b>までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>	<p>四十四 地方税 の減収 補てん のため <b>平成元 年 度</b>から <b>平成二 十 一 年 度</b>まで の各年 度にお いて特 別に発 行につ いて同 意又は 許可を 得た地 方債の 額</p>	<p>道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、<b>平成元年度</b>から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から <b>平成二十一年度</b>までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補てんのため <b>平成元年度</b>から <b>平成二十一年度</b>までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
<p>四十五 地域財 政特例 対策の ため <b>昭和六 十三 年 度</b>から 平成五 年度ま での各 年度に おいて 特別に 発行を 許可さ れた地 方債の 額</p>	<p>行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため <b>昭和六十三年</b>度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>千円</p>	<p>四十五 地域財 政特例 対策の ため <b>平成元 年 度</b>から 平成五 年度ま での各 年度に おいて 特別に 発行を 許可さ れた地 方債の 額</p>	<p>行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため <b>平成元年度</b>から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>千円</p>
<p>四十六 臨時財 政特例 対策の ため <b>昭和六 十三 年 度</b>から 平成十</p>	<p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成二年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十</p>	<p>千円</p>	<p>四十六 臨時財 政特例 対策の ため <b>平成元 年 度</b>から 平成十</p>	<p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成二年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十</p>	<p>千円</p>

<p>二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため <b>昭和六十三年</b>度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>		<p>年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため <b>平成元年</b>度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	
<p>四十七平成六年度から <b>平成二十年</b>度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から <b>平成二十年</b>度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>	<p>四十七平成六年度から <b>平成二十一年</b>度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から <b>平成二十一年</b>度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>
<p>四十八個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため</p>	<p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(3)</p>	<p>千円</p>	<p>四十八個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収を補てんす</p>	<p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度から平成八年度までの各年度の減収額</p>	<p>千円</p>

当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額		るため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額			
	(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額			(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額			
	(5) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度及び平成十一年度の減収額			(5) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度及び平成十一年度の減収額			
	(6) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額			(6) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額			
	(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十一年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額			(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定により平成十一年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額			
	(8) 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額			(8) 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額			
	四十九臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができ	道府県にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該道府県の平成九年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百十一号）附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この号において同じ。）の収入見込額の		千円	四十九臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすこと	道府県にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該道府県の平成九年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百十一号）附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この号に	千円

ることとされた地方債の額

合算額から地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額、市町村にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額

五十臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度及び平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額

千円

ができることとされた地方債の額

（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額、市町村にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額

五十臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

千円

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要が生じ

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一

た場合においては、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

に定めるとおりとする。

- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合においては、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

- 本則 -

施行日：平成22年 4月 1日

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうち種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定によつて算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次の各号に掲げる事項を基礎として第四項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階  
二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次の各号に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところによつて算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる割合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうち種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定によつて算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次の各号に掲げる事項を基礎として第四項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階  
二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次の各号に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところによつて算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる割合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口

密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて、総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができなから又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費、労働費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合によつて割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができなから又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該

密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて、総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができなから又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費、労働費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合によつて割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができなから又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該



率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
道府県	一 警察費	警察職員数	段階補正
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	密度補正、態容補正及び寒冷補正
		道路の延長	態容補正及び寒冷補正
	2 河川費	河川の延長	種別補正及び態容補正
	3 港湾費	港湾における係留施設の延長	種別補正
		港湾における外郭施設の延長	態容補正
		漁港における外郭施設の延長	態容補正
4 その他	人口	段階補正及び密度	

率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
道府県	一 警察費	警察職員数	段階補正
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	密度補正、態容補正及び寒冷補正
		道路の延長	態容補正及び寒冷補正
	2 河川費	河川の延長	種別補正及び態容補正
	3 港湾費	港湾における係留施設の延長	種別補正
		港湾における外郭施設の延長	態容補正
		漁港における外郭施設の延長	態容補正
4 その他	人口	段階補正及び密度	

の 土 木 費		補正
三 教 育 費		
1 小 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
2 中 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
3 高 等 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	生徒数	態容 補正
4 特 別 支 援 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	学級数	密度 補正
5 そ の 他 の 教 育 費	人口	段階 補正、 密度 補正 及び 態容 補正
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別 補正
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別 補正
四 厚 生 労 働		

の 土 木 費		補正
三 教 育 費		
1 小 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
2 中 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
3 高 等 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	生徒数	態容 補正
4 特 別 支 援 学 校 費	教職員数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	学級数	密度 補正
5 そ の 他 の 教 育 費	人口	段階 補正、 密度 補正 及び 態容 補正
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別 補正
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別 補正
四 厚 生 労 働		

費		
1 生活保護費	町村部人口	密度補正及び寒冷補正
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
3 衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5 労働費	人口	段階補正
五産業経済費		
1 農業行政費	農家数	段階補正、密度補正及び態容補正
2 林	公有以外の林野の面積	段階補正

費		
1 生活保護費	町村部人口	密度補正及び寒冷補正
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
3 衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5 労働費	人口	段階補正
五産業経済費		
1 農業行政費	農家数	段階補正、密度補正及び態容補正
2 林	公有以外の林野の面積	段階補正

野行政費		及び 態容 補正
3 水産行政費	水産業者数	段階 補正
4 商工行政費	人口	段階 補正 及び 態容 補正
六 総務費		
1 徴税費	世帯数	段階 補正 及び 態容 補正
2 地域振興費	人口	段階 補正、 密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別 補正
八 補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別 補正
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行につ	種別 補正

野行政費		及び 態容 補正
3 水産行政費	水産業者数	段階 補正
4 商工行政費	人口	段階 補正 及び 態容 補正
六 総務費		
1 徴税費	世帯数	段階 補正 及び 態容 補正
2 地域振興費	人口	段階 補正、 密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別 補正
八 補正予算債償還費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別 補正
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行につ	種別 補正

	て同意又は許可を得た地方債の額			いて同意又は許可を得た地方債の額	
九 地方 税減 収補 てん 債償 還費	地方税の減収補てんのため <b>昭和六十三年度から平成二十年度</b> までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別 補正		地方税の減収補てんのため <b>平成元年度から平成二十一年度</b> までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別 補正
十 地域 財政 特例 対策 債償 還費	地域財政特例対策のため <b>昭和六十三年度</b> から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別 補正		地域財政特例対策のため <b>平成元年度</b> から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別 補正
十一 臨時 財政 特例 債償 還費	臨時財政特例対策のため <b>昭和六十三年度</b> から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別 補正		臨時財政特例対策のため <b>平成元年度</b> から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別 補正
十二 財源 対策 債償 還費	平成六年度から <b>平成二十年度</b> までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別 補正		平成六年度から <b>平成二十一年度</b> までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別 補正
十三 減税	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減	種別 補正		個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減	種別 補正

	補てん債償還費	収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額			補てん債償還費	収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額		
	十四臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正		十四臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
	十五臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年 度から <b>平成二十年度</b> までの各 年度において特別に起こすこと ができることとされた地方債の 額	種別補正		十五臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年 度から <b>平成二十一年度</b> までの 各年度において特別に起こすこ とができることとされた地方債 の額	種別補正	
市町村	一消防費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正		一消防費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
	二土木費				二土木費			
	1道路橋りよう費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正		1道路橋りよう費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
		道路の延長	態容			道路の延長	態容	

		補正 及び 寒冷 補正
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	港湾における外郭施設の延長	態容 補正
	漁港における係留施設の延長	態容 補正 及び 寒冷 補正
	漁港における外郭施設の延長	態容 補正
3 都市計 画費	都市計画区域における人口	態容 補正
4 公園費	人口	態容 補正
5 下水道費	人口	密度 補正 及び 態容 補正
6 その他 の土木費	人口	段階 補正、 密度 補正 及び 態容 補正
三 教育費		
1 小	児童数	密度 補

		補正 及び 寒冷 補正
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	港湾における外郭施設の延長	態容 補正
	漁港における係留施設の延長	態容 補正 及び 寒冷 補正
	漁港における外郭施設の延長	態容 補正
3 都市計 画費	都市計画区域における人口	態容 補正
4 公園費	人口	態容 補正
5 下水道費	人口	密度 補正 及び 態容 補正
6 その他 の土木費	人口	段階 補正、 密度 補正 及び 態容 補正
三 教育費		
1 小	児童数	密度 補

学校費		正、容 態補正 及び 寒冷 補正
	学級数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	学校数	態容 補正 及び 寒冷 補正
2 中学校費	生徒数	密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	学級数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	学校数	態容 補正 及び 寒冷 補正
3 高等学校費	教職員数	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	生徒数	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
4 そ	人口	段階 補

学校費		正、容 態補正 及び 寒冷 補正
	学級数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	学校数	態容 補正 及び 寒冷 補正
2 中学校費	生徒数	密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	学級数	態容 補正 及び 寒冷 補正
	学校数	態容 補正 及び 寒冷 補正
3 高等学校費	教職員数	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	生徒数	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
4 そ	人口	段階 補



他の教育費		正、密度補正及び態容補正
	幼稚園の幼児数	態容補正及び寒冷補正
四厚生費		
1 生活保護費	市部人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
3 保健衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5	人口	密度

他の教育費		正、密度補正及び態容補正
	幼稚園の幼児数	態容補正及び寒冷補正
四厚生費		
1 生活保護費	市部人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
3 保健衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
5	人口	密度

清掃費		補正 及び 態補正
五産業 経済費		
1 農業 行政費	農家数	段階 補正、 密度 補正、 態補正 及び 寒冷 補正
2 林野 水産 行政費	林業及び水産業の従業者数	密度 補正、 態補正 及び 寒冷 補正
3 商工 行政費	人口	段階 補正 及び 態補正
六総 務費		
1 徴税 費	世帯数	段階 補正、 密度 補正 及び 態補正
2 戸籍 住民	戸籍数	段階 補正、 密度 補正

清掃費		補正 及び 態補正
五産業 経済費		
1 農業 行政費	農家数	段階 補正、 密度 補正、 態補正 及び 寒冷 補正
2 林野 水産 行政費	林業及び水産業の従業者数	密度 補正、 態補正 及び 寒冷 補正
3 商工 行政費	人口	段階 補正 及び 態補正
六総 務費		
1 徴税 費	世帯数	段階 補正、 密度 補正 及び 態補正
2 戸籍 住民	戸籍数	段階 補正、 密度 補正

基本台帳費		及び 態容 補正
	世帯数	段階 補正、 密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
3 地域 振興 費	人口	段階 補正、 密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	面積	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
七 災 害 復 旧 費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別 補正
八 補 正 予 算 債 償 還 費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別 補正
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別 補正
九	地方税の減収補てんのため 昭	種別

基本台帳費		及び 態容 補正
	世帯数	段階 補正、 密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
3 地域 振興 費	人口	段階 補正、 密度 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
	面積	種別 補正、 態容 補正 及び 寒冷 補正
七 災 害 復 旧 費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別 補正
八 補 正 予 算 債 償 還 費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別 補正
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別 補正
九	地方税の減収補てんのため 平	種別

地方税減収補てん債償還費	和六十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	補正	地方税減収補てん債償還費	成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	補正
十地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため 昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	十地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため 平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
十一臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため 昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	十一臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため 平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
十二財源対策債償還費	平成六年度から 平成二十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	十二財源対策債償還費	平成六年度から 平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
十三減税補てん	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	十三減税補てん	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正

債償還費		
十四 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年 度から <b>平成二十年度</b> までの各 年度において特別に起こすこと ができることとされた地方債の 額	種別補正

- 6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。
- 7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。
- 8 態容補正を行う場合にあつては、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところによつて人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。
- 9 寒冷補正を行う場合にあつては、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところによつて、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。
- 10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連

債償還費		
十四 臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年 度から <b>平成二十一年度</b> までの 各年度において特別に起こすこ とができることとされた地方債 の額	種別補正

- 6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。
- 7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。
- 8 態容補正を行う場合にあつては、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところによつて人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。
- 9 寒冷補正を行う場合にあつては、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところによつて、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。
- 10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連

合又は役場事務組合をいう。)を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

- 11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

合又は役場事務組合をいう。)を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

- 11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

- その他 -

施行日：平成22年 4月 1日

別表第一 (第十二条第四項関係)

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき九、〇七〇、〇〇〇
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき六一、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき二、

別表第一 (第十二条第四項関係)

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき九、一九一、〇〇〇
	二 土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき五三、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき二、

		二八七、〇〇〇
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき一七四、〇〇〇
3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき三〇、四〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき六、三〇〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき二、八〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき六、二三〇
4 その他の土木	人口	一人につき一、六〇〇

		一六七、〇〇〇
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき一八〇、〇〇〇
3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき三〇、五〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき六、一三〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき二、七〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき六、〇七〇
4 その他の土木	人口	一人につき一、七六〇

費		
三教育費		
1 小学校費	教職員数	一人につき六、五三、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき六、五八三、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき七、二六、〇〇〇
	生徒数	一人につき六三、九〇〇
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき六、六五、〇〇〇
	学級数	一学級につき二、三四一、〇〇〇
5	人口	一人

費		
三教育費		
1 小学校費	教職員数	一人につき六、七五、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき六、八七、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき七、四五、〇〇〇
	生徒数	一人につき六八、一〇〇
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき六、七六、〇〇〇
	学級数	一学級につき二、五三、〇〇〇
5	人口	一人



その他の教育費		につき 一、八〇〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき 二二七、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 二五〇、二〇〇
四厚生労働費		
1 生活保護費	町村部人口	一人につき 六、八四〇
2 社会福祉費	人口	一人につき 九、三四〇
3 衛生費	人口	一人につき 一、三〇〇
4 高齢者保健福	六十五歳以上人口	一人につき 四六、四〇〇

その他の教育費		につき 一、九二〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき 二四八、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 二五八、四〇〇
四厚生労働費		
1 生活保護費	町村部人口	一人につき 七、四三〇
2 社会福祉費	人口	一人につき 一〇、八〇〇
3 衛生費	人口	一人につき 二、二〇〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 四九、二〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき 九

社費		
	七十五歳以上人口	一人につき九六、〇〇〇
5 労働費	人口	一人につき五四八
五産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき一〇六、〇〇〇
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき四、五〇〇
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき一四、三〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき二八四、〇〇〇
4 商工	人口	一人につき

		七、四〇〇
5 労働費	人口	一人につき六七〇七
五産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき一七、〇〇〇
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき四、九七〇
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき一五、二〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき一三、〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき二、三四〇
六		

行政費		二、一三〇
六 総務費		
1 徴税費	世帯数	一世につき七、一八〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき一、一七五、〇〇〇
3 地域振興費	人口	一人につき六四一
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき五六
九 地方	地方税の減収補てんのため昭和六十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行	千円につき七

総務費		
1 徴税費	世帯数	一世につき七、一八〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき一、一七五、〇〇〇
3 地域振興費	人口	一人につき七一
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき五六
九 地方税減収補てん債償	地方税の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき六七

税減収補てん債償還費	について同意又は許可を得た地方債の額	○
十地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十三年から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三五
十一臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三五
十二財源対策債償還費	平成六年度から平成二十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき六二
十三減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき七一

還費		
十地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三六
十一臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三六
十二財源対策債償還費	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき六〇
十三減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき七〇
十四臨時税収	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき一九

還費				補てん債償還費		
	十四臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき一九		十五臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
	十五臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき六九			円
市町村	一 消防費	人口	円 一人につき一、四〇〇	市町村	一 消防費	人口 一人につき一、四〇〇
	二 土木費				二 土木費	
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき八〇、九〇〇		1 道路橋りよう費	道路の面積 千平方メートルにつき八三、五〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつ			道路の延長 一キロメートルにつき二二〇、〇〇〇
				2 港湾	港湾における係留施設の延長	一メートル

		二 五 二、 〇〇 〇
2 港 湾 費	港湾における係留施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 二 八、 九〇 〇
	港湾における外郭施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 六、 三〇 〇
	漁港における係留施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 一 二、 八〇 〇
	漁港における外郭施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 四、 八三 〇
3 都 市 計 画 費	都市計画区域における人口	一 人 に つ き 一、 〇八 〇
4 公 園 費	人口	一 人 に つ き 六 二 三
	都市公園の面積	千 平 方 メ ー ト ル に つ

費		に つ き 三 〇、 〇〇 〇
	港湾における外郭施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 六、 一三 〇
	漁港における係留施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 一 二、 六〇 〇
	漁港における外郭施設の延長	一 メ ー ト ル に つ き 四、 七一 〇
3 都 市 計 画 費	都市計画区域における人口	一 人 に つ き 一、 一〇 〇
4 公 園 費	人口	一 人 に つ き 六 三 五
	都市公園の面積	千 平 方 メ ー ト ル に つ き 七、 八〇 〇
5 下 水 道	人口	一 人 に つ き 一 〇〇

		三 七、 五〇 〇
5 下水道費	人口	一 人 に き 一 〇〇
6 その他の 土木費	人口	一 人 に き 一、 九〇
三 教育費		
1 小学校費	児童数	一 人 に き 四 一、 一〇 〇
	学級数	一 学 級 に き 八 三 四、 〇〇 〇
	学校数	一 校 に き 八、 六 九、 〇〇 〇
2 中学校費	生徒数	一 人 に き 三 八、 三〇 〇
	学級数	一 学 級 に き 一、

費		
6 その他の 土木費	人口	一 人 に き 二、 一〇 〇
三 教育費		
1 小学校費	児童数	一 人 に き 四 三、 四〇 〇
	学級数	一 学 級 に き 九 三 〇、 〇〇 〇
	学校数	一 校 に き 九、 四 九 〇、 〇〇 〇
2 中学校費	生徒数	一 人 に き 四 二、 四〇 〇
	学級数	一 学 級 に き 二、 一 五、 〇〇 〇
	学校数	一 校 に き

		〇九 一、 〇〇 〇
	学校数	一校 につ き九、 三六、 〇〇 〇
3 高等 学校 費	教職員数	一人 につ き七、 二八、 〇〇 〇
	生徒数	一人 につ き七 二、 八〇 〇
4 その 他の 教育 費	人口	一人 につ き五、 二四 〇
	幼稚園の幼児数	一人 につ き三 四、 〇〇 〇
四 厚生 費		
1 生活 保護 費	市部人口	一人 につ き六、 九七 〇

		九、 七二、 〇〇 〇
3 高等 学校 費	教職員数	一人 につ き七、 五四、 〇〇 〇
	生徒数	一人 につ き七 九、 四〇 〇
4 その 他の 教育 費	人口	一人 につ き五、 三〇 〇
	幼稚園の幼児数	一人 につ き三 六二、 〇〇 〇
四 厚生 費		
1 生活 保護 費	市部人口	一人 につ き七、 五〇 〇
2 社会 福祉 費	人口	一人 につ き七、 四〇 〇
3 保健 衛	人口	一人 につ き五、



2 社会福祉費	人口	一人につき五、四〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき四、四〇〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき七〇、七〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき八六、三〇〇
5 清掃費	人口	一人につき五、六五〇
五産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき八五、三〇〇
2 林野水産行政	林業及び水産業の従業者数	一人につき五三、〇〇〇

生費		九二〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき六八、七〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき八八、四〇〇
5 清掃費	人口	一人につき五、八〇〇
五産業経済費		
1 農業行政費	農家数	一戸につき九四、二〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき六六、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき一、四九〇
六総務費		

費		
3 商工行政費	人口	一人につき一、三三〇
六 総務費		
1 徴税費	世帯数	一世帯につき六、一六〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき一、五八〇
	世帯数	一世帯につき二、四二〇
3 地域振興費	人口	一人につき二、〇二〇
	面積	一平方キロメートルにつき一、〇七、〇〇〇
七	災害復旧事業費の財源に充てる	千円

1 徴税費	世帯数	一世帯につき七、〇五〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき一、六三〇
	世帯数	一世帯につき二、六七〇
3 地域振興費	人口	一人につき二、二〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき一、二七、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇

災害復旧費	ため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	につき九五〇	九補正予算債償還費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇
八辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇		平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき五六
九補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇	十地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき六七
	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき五六	十一地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三六
十地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき七〇	十二臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三六
十一地域財政特例対策	地域財政特例対策のため昭和六十三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三五	十三	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため	千円につ

債償還費		
十二臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき三五
十三財源対策債償還費	平成六年度から平成二十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき六二
十四減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき九二
十五臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき五三
十六臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき六

財源対策債償還費	当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千五九
十四減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき九〇
十五臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき五三
十六臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき六九

時財政対策債償還費	できることとされた地方債の額	九
-----------	----------------	---

- その他 -

施行日：平成22年 4月 1日

別表第二（第十二条第五項関係）		
地方団体の種類	測定単位	単位費用
		円
道府県	人口	一人につき 一一、三三〇
	面積	一平方キロメートルにつき 一、一四八、〇〇〇
		円
市町村	人口	一人につき 二一、八三〇
	面積	一平方キロメートルにつき 二、三七六、〇〇〇

別表第二（第十二条第五項関係）		
地方団体の種類	測定単位	単位費用
		円
道府県	人口	一人につき 一二、一七〇
	面積	一平方キロメートルにつき 一、二一八、〇〇〇
		円
市町村	人口	一人につき 二二、四一〇
	面積	一平方キロメートルにつき 二、五六二、〇〇〇

- 附則 -

施行日：平成22年 4月 1日

（平成二十一年度分の交付税の総額の特例）  
 第四条 平成二十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に二千八百億円を加算した額から第七号及び第八号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額とする。  
 一 第六条第二項の規定により算定した額  
 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び次条第六項において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 千四百億円  
 三 旧法 附則第四条の二第三項の規定において平成二十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百三十一億円  
 四 平成二十一年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための

（平成二十二年度分の交付税の総額の特例）  
 第四条 平成二十二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三千七百亿円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額とする。  
 一 第六条第二項の規定により算定した額  
 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び次条第五項において「旧法」という。）附則第四条の二第三項の規定において平成二十二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十六億円  
 三 旧法 附則第四条の二第四項の規定において平成二十二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千六百九十五億円  
 四 平成二十二年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための

特例加算額 四兆三百十億三千七百五十万円

五 平成二十一年度における交付税の総額を確保するため第一号から第三号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆四千七百五十七億三千七百五十万円

六 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十八千円

七 平成二十年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十八千円

八 平成二十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百十一億円

2 平成二十一年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法 附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた 三千八百八十六億千七百万円を減額する。

特例加算額 五兆三千八百八十億円

◆削除◆

五 平成二十二年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十八千円

六 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十八千円

七 平成二十二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百十二億円

2 平成二十二年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法 附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた 八百七十五億七千七百五十一万九千円を減額する。

- 附則 -

施行日：平成22年 4月 1日

（平成二十二年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十二年度分の交付税の総額については、前項の額に、地方団体が行う雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算する。

3 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年度	金額

（平成二十三年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十三年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

◆削除◆

2 平成二十三年度及び平成二十四年度の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年度	金額
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

4 平成二十二年度から平成三十六年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十二年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十六年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千九十四億円
平成二十九年	四千二百四億円
平成三十年	三千七百三十九億円
平成三十一年	三千二百五十二億円
平成三十二年	二千八百二十三億円
平成三十三年	二千三百七十七億円
平成三十四年	千九百十八億円
平成三十五年	千四百六十三億円
平成三十六年	千六億円
平成三十七年	六百二億円
平成三十八年	二百六十八億円

5 平成二十二年度から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六百七十六億七千五百六十二万二千元、平成十年度にお

3 平成二十三年度から平成三十七年度までの各年度分の交付税の総額は ◆削除◆、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十七年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千七百三十九億円
平成三十年	三千二百五十二億円
平成三十一年	二千八百二十三億円
平成三十二年	二千三百七十七億円
平成三十三年	千九百十八億円
平成三十四年	千四百六十三億円
平成三十五年	千六億円
平成三十六年	六百二億円
平成三十七年	二百六十八億円

4 平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、 ◆削除◆平成九年度において交付

て交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち百九十九億百八十九万七千円及び平成十九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち四千九百九十四億三千七百万円 ◆追加◆について、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円を、平成二十三年から平成二十七年まで当該各年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を ◆追加◆それぞれ減額する。

- 6 旧法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び前条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十三年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十三年から平成二十七年までの各年度にあつては第四項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を、平成二十八年から平成三十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十七年度及び平成三十八年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。
- 7 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

すべきであつた額を超えて交付された額のうち四千九百九十四億三千七百万円及び平成二十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六百六十九万八千円について ◆削除◆、平成二十三年度に当該年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円をそれぞれ減額する。

- 5 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び旧法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十四年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十四年から平成二十七年までの各年度にあつては第三項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年から平成三十七年までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千万円を、◆削除◆平成三十八年度にあつては第一項の額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては第六条第二項の規定により算定した額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。
- 6 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

- 附則 -

施行日：平成22年 4月 1日

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十二年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用



災害復興等のための地方債利子支払費	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額	千円につき九五〇円
-------------------	--	-----------

災害復興等のための地方債利子支払費	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額	千円につき九五〇円
-------------------	--	-----------

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

- 附則 -

施行日：平成22年 4月 1日

(地域雇用創出推進費の基準財政需要額への算入)  
 第六条の二 平成二十一年度及び平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

◆削除◆

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円

道府県	地域雇用創出推進費	人口	一人につき 二、一七〇
			円
市町村	地域雇用創出推進費	人口	一人につき 一、八四〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

- 附則 -

施行日：平成22年 4月 1日

(平成二十一年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十一年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額から次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額とする。

- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◆

地方公共団体の種類	算定単位	単価
		円
道府県	人口	一人につき 二七、四九一
		円
市町村	人口	一人につき 一一、八四四

2 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

--	--	--

(平成二十二年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	円 一人につき 二一、九九二
市町村	人口	円 一人につき 一一、八四四

二 二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

◆追加◆  
◆追加◆

三九千七百二十億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

◆削除◆

2 前項第一号の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

3 控除前財源不足額については、当該地方団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。）に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

- 改正法・附則・題名- ～平成22年 3月31日 法律 第5号～

施行日：平成22年 4月 1日

◆追加◆

附 則（平成二二・三・三一法五）抄

- 改正法・附則- ～平成22年 3月31日 法律 第5号～

施行日：平成22年 4月 1日

◆追加◆

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

- 改正法・附則- ～平成22年 3月31日 法律 第5号～

施行日：平成22年 4月 1日

◆追加◆

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年度分の地方交付税から

適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～ 平成22年 3月31日 法律 第5号～

施行日：平成22年 4月 1日

◆追加◆

(雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入)

第三条 平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	円
			一人につき 六八〇
市町村	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	円
			一人につき 五二六

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人